

一般競争入札公告

沖縄県が発注する下地島空港制限区域内他除草業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成30年2月21日

沖縄県下地島空港管理事務所長 澤岷 淳

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 下地島空港制限区域内他除草業務委託
- (2) 契約の内容 下地島空港制限区域内及びさしばの里内の除草業務を行う。その他詳細については仕様書による。
- (3) 業務実施場所 下地島空港地内
- (4) 期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日
- (5) その他 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮古島市内において、本社（店）または支社（店）を有すること。
- (2) 沖縄県の平成29・30年度建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。
- (3) 過去5年以内に空港制限区域内の「草刈工」の施工実績を通算1年以上有すること。
上記でいう「空港」とは、国管理空港、会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港又は共用空港の何れかをいう。
上記でいう「制限区域」とは、空港管理規則第5条に定められている「滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長が標示する区域」のこと又は、それに準ずる区域をいう。
- (4) 本業務には、下記に掲げる者を主任技術者として専任で配置しなければならない。
空港の制限区域内の除草業務について通算1年以上の実務経験を有し、一級若しくは二級の土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
上記の主任技術者は受注者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。
- (5) 本業務を履行するのに必要な資機材を確保できること。
- (6) 上記業務実施場所の緊急時に24時間（休日も含む）現場へ1時間以内に到着し、迅速に対応できること。これは台風・強風等により伊良部大橋が閉鎖となった場合も例外としない。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの。
- (2) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停

止、又は指名除外の措置を受けた者。

- (3) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法の適用を受けた者を除く）。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者。
- (6) 次の各号に該当する者。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

4 入札参加資格の申請法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接（2）に掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 沖縄県の平成29・30年度建設工事入札参加資格者名簿への登録があることを証する書類

ウ 2（5）の資機材一覧表

エ 平成24年度以降空港の制限区域内の「草刈工」の施工実績を証する書類

オ 業務に従事するものの職氏名及び2（4）と同等以上の資格を有することを証する書類

(2) 申請書及び契約条項等の入手方法

申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する。

（<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>）

ア 期間 この公告の日から平成30年3月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

イ 場所及び問い合わせ先 沖縄県土木建築部下地島空港管理事務所
〒906-0507 沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1739番地
電話番号0980-78-4184

(3) 申請の時期

この公告の日から平成30年3月5日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語

申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果は、平成30年3月8日（木）までに通知する。

6 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては資本金
- (6) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 資格取消の通知入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札の日時及び場所

平成30年3月13日（火）午後3時 下地島空港管理事務所3階会議室

10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人の行った入札

12 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わ

ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (4) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (5) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

1.3 その他

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書において申請した技術者を本業務に配置すること。
- (2) その他詳細については、入札説明書による。
- (3) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 契約担当者は、提出された申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (6) 提出期限以降における申請書及び資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れがあった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (8) 本業務の一部を他者に委託する場合は、県の承諾を得なければならない。
なお、「指名停止措置を受けている者」、「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」への委託については承諾しない。
また、本項に違反した場合、本契約は解除する。
- (9) 図面は空港のセキュリティに配慮し、沖縄県下地島空港管理事務所にて紙配布する。